

# 北九州市地域防災計画

災害対策編  
(令和6年2月修正)

## 目 次

### 第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	北九州市防災会議	1
第3節	計画の基本的な考え方	3
第4節	計画の性格等	5
第5節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第6節	災害の想定	10

### 第2章 災害予防計画

第1節	風水害の予防	17
第2節	高潮災害の予防	19
第3節	土砂災害等の予防	21
第4節	建築物等の災害予防	24
第5節	災害原因等の科学的調査	25
第6節	地震に強いまちづくりの推進	34
第7節	建築物の安全化	39
第8節	地盤災害の防止	41
第9節	災害通信の整備	43
第10節	業務継続性の確保	46
第11節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導	48
第12節	火災の防止	49
第13節	津波災害予防	52
第14節	海上災害予防	54
第15節	産業災害予防	57
第16節	都市型災害の予防	58
第17節	原子力災害予防	61
第18節	要配慮者利用施設対策	63
第19節	要配慮者支援体制の整備	66
第20節	防災知識等の普及	71
第21節	地域における自主防災体制の整備	76
第22節	企業防災の推進	78
第23節	防災訓練の実施	79
第24節	避難場所等の整備	82

第 25 節	こころのケア対策	86
第 26 節	災害ボランティア活動の環境整備	87
第 27 節	民間企業等による災害時地域支援	88
第 28 節	被害認定調査体制の強化	102
第 29 節	緊急通行車両・緊急輸送車両の確認等に関する手続	103
第 30 節	規制除外車両の事前届出・確認に関する手続	106
第 31 節	建築物及び宅地の危険度判定体制の強化	107
第 32 節	備蓄計画	108
第 33 節	南海トラフ地震臨時情報への対応	110

### 第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災組織	113
第 2 節	防災体制	121
第 3 節	気象情報等の収集・伝達	124
第 4 節	災害通信	127
第 5 節	被害状況等の収集・伝達	128
第 6 節	災害の広報・広聴	131
第 7 節	水防	134
第 8 節	火災対策	135
第 9 節	津波対策	137
第 10 節	海上災害応急対策	142
第 11 節	農林業関係災害対策	149
第 12 節	林野火災対策	151
第 13 節	石油コンビナート地帯災害対策	152
第 14 節	放射線及び化学災害対策	153
第 15 節	原子力災害対策	155
第 16 節	環境汚染に関する有害物質等の災害対策	157
第 17 節	地下埋設物事故防止対策	158
第 18 節	大規模事故対策	159
第 19 節	警戒レベルの伝達、避難指示等の実施、警戒区域の設定	160
第 20 節	避難者の受入れ対応	170
第 21 節	食料供給	178
第 22 節	給水	182
第 23 節	物資供給	183
第 24 節	受援計画	185
第 25 節	交通輸送	187
第 26 節	救出救急業務	195
第 27 節	医療・助産及び避難行動要支援者対策	198
第 28 節	応急住宅対策	204

第 29 節	下水道応急対策	206
第 30 節	市有建築物の応急対策	207
第 31 節	公共的土木施設応急対策	208
第 32 節	防疫	211
第 33 節	廃棄物の処理及び清掃	213
第 34 節	障害物の除去	216
第 35 節	行方不明者の捜索、遺体対策	217
第 36 節	警備対策	220
第 37 節	文教対策	221
第 38 節	労務供給	225
第 39 節	物価安定のための監視・要請	226
第 40 節	災害救助法の適用	227
第 41 節	被害認定調査の実施	229
第 42 節	自衛隊災害派遣要請	230
第 43 節	相互応援協力	237
第 44 節	民間団体協力要請	241
第 45 節	電力、ガス施設災害応急対策	242
第 46 節	通信施設災害応急対策	250
第 47 節	災害ボランティアとの連携	252

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	災害復旧・復興体制	255
第 2 節	義援金の配分	255
第 3 節	弔慰金、見舞金等の支給	256
第 4 節	罹災証明書・被災証明書の交付	256
第 5 節	被災者台帳の整備	257
第 6 節	被災者生活再建支援法の適用	258
第 7 節	公共施設の災害復旧	259
第 8 節	災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保	259
第 9 節	民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免	259
第 10 節	復旧復興事業からの暴力団排除	259